

名古屋市達第31号

庁 中 一 般
区 役 所

名古屋市男女平等参画推進協議会規程（昭和52年名古屋市達第39号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

名古屋市長 広 沢 一 郎

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
別表	別表
(略)	(略)
幹事 会計室会計課長	幹事 会計室会計課長
(略)	(略)
〃 観光文化交流局 <u>総務課長</u>	〃 観光文化交流局 <u>担当課長（企画調整）</u>
(略)	(略)
〃 交通局営業本部企画財務部担当課長（ <u>企画調整・外郭団体</u> ）	〃 交通局営業本部企画財務部担当課長（ <u>企画調整</u> ）
(略)	(略)
〃 監査事務局 <u>監査管理課長</u>	〃 監査事務局 <u>管理課長</u>
(略)	(略)

附 則

この達は、令和8年4月1日から施行する。